

8 文 庁 2 6 3 5 号
令和 8 年 8 月 7 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長

殿

文化庁次長
小 林 万里子

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の施行に伴う文化財保護法及び銃砲刀剣類所持等取締法に関する事務の取扱いについて（通知）

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和八年政令第 2 6 0 号。以下「政令」という。）が、本年 8 月 7 日に公布、施行されました。これに伴い、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）及び銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）に関する事務については、下記のとおり取り扱うこととしていますので、御了知の上、事務の取扱いに遺漏のないようお取り計らいいただくとともに、各都道府県におかれては、域内の市区町村教育委員会に対して周知くださるようお願いいたします。

記

- 1 本政令は、令和 8 年熊本地震による災害を、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 2 条第 1 項の特定非常災害として指定し、同法第 3 条から第 5 条までに規定する特別措置の適用について定めたものである。
- 2 政令第 1 条、第 2 条及び第 4 条により、令和 8 年 7 月 28 日以後に履行期限の到来する義務について、令和 8 年熊本地震により期限内に履行されなかった場合において、令和 8 年 11 月 27 日までに履行されたときは、行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。）は問われないこととされた。
- 3 これを受けて、文化財保護法に関する事務については、以下に掲げる義務について、上記 2 の取扱いをすることとする。

- 一 文化財保護法第 28 条第 5 項、第 29 条第 4 項（第 79 条第 2 項で準用する場合を含む。）又は第 59 条第 6 項（第 90 条第 3 項で準用する場合を含む。）に規定する義務
 - 二 文化財保護法第 31 条第 3 項（第 60 条第 4 項（第 90 条第 3 項で準用する場合を含む。）、第 80 条及び第 119 条第 2 項（第 133 条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第 32 条（第 60 条第 4 項（第 90 条第 3 項で準用する場合を含む。）、第 80 条及び第 120 条（第 133 条で準用する場合を含む。）、第 33 条（第 80 条、第 118 条及び第 120 条（これらの規定を第 133 条で準用する場合を含む。）並びに第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。）、第 61 条（第 90 条第 3 項で準用する場合を含む。）、第 73 条（第 149 条で準用する場合を含む。）、第 76 条の 9、第 115 条第 2 項（第 120 条、第 133 条及び第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。）又は第 136 条に規定する義務
 - 三 文化財保護法第 34 条（第 80 条及び第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。）に規定する義務のうち、国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則（昭和 26 年文化財保護委員会規則第 1 号）第 8 条第 3 項及び第 4 項又は第 9 条第 4 項に係るもの
 - 四 文化財保護法第 62 条（第 90 条第 3 項で準用する場合を含む。）に規定する義務のうち、登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成 8 年文部省令第 29 号）第 12 条第 3 項及び第 4 項に係るもの並びに登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成 17 年文部科学省令第 8 号）第 12 条第 3 項及び第 4 項に係るもの
- 4 銃砲刀剣類所持等取締法に関する事務のうち、古式銃砲及び刀剣類の登録並びに刀剣類の製作の承認に係るものについては、同法第 17 条第 1 項に規定する義務について、上記 2 の取扱いをすることとする。

（文化財保護法について）

文化庁文化資源政策・記念物課企画係

TEL：075-451-4111（内線 9653）

MAIL：kinenbutsu@mext.go.jp

（銃砲刀剣類所持等取締法について）

文化庁美術学芸課調査係

TEL：075-451-4111（内線 9709）

MAIL：bigaku@mext.go.jp